

特定技能制度に係る既存の 分野別運用方針の改正について（案）

出入国在留管理庁 厚生労働省
経済産業省 農林水産省

特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の改正について（案）

受入れ対象分野（特定産業分野）の定め方について

<現行>

基本方針の別紙において受入れ対象分野の一覧を示している。

<改正後>

分野決定のプロセスに鑑み、受入れ対象分野は分野別運用方針で示すこととする。

現行の分野別運用方針の改正について

①介護分野

現行は認められていない特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認める。

②工業製品製造業分野

特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れ推進を担う民間団体を設立し、受入れ機関には当該団体への加入を条件付ける。

③外食業分野

現行は認められていない風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおける特定技能外国人の飲食提供全般に係る就労を認める。

※ 1 令和 7 年 3 月頃開催の関係閣僚会議・閣議において決定を予定。

※ 2 当該各分野の受入れ見込数及び技能試験の見直しについてはいずれも不要。

1. 介護分野（厚生労働省）

介護分野における分野別運用方針の改正について

改正の背景・必要性

- 現状、1対1で介護サービスを提供するという業務内容の特性等を踏まえ、特定技能外国人等の外国人介護人材が訪問介護等の訪問系サービスに従事することは認められていないが、厚生労働省において「**外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会**」を立ち上げて議論を行ったところ、昨年6月に公表した**同検討会の中間まとめでは、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 訪問介護の有効求人倍率が高い（2023年度時点では14.14倍）等の現状から、**関係団体等からは早期の施行を求められており、特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を可能とすべく所要の改正を行う必要がある。**

改正案の概要

- **特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認める。**
- その上で、**受入れ事業所は、介護職員初任者研修課程等を修了した特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあつては、以下の事項を遵守することとする。**
 - ① 特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
 - ② 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
 - ③ 特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
 - ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
 - ⑤ 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

(1) 訪問系サービスへの従事

- ・ 訪問介護等について、介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提として、受入事業者に対して以下の事項の遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。

※国においても巡回訪問等の実施や母国語による相談窓口の設置、キャリアアップ支援に取り組む。

- ① 訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族等とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施
- ② 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなど必要なOJTの実施
- ③ 外国人介護人材に対して業務内容等を丁寧に説明し、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成
- ④ ハラスメントを防止するための対応マニュアルや発生した場合の対処方法等の作成・共有、相談窓口の設置等
- ⑤ 介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICTを含む環境整備

- ・ 訪問入浴介護について、受入事業者が適切な指導体制等を確保した上で、職場内で必要な研修等を受講して、業務に従事することを認めるべき。併せてキャリアアップの観点から支援を行うよう、受入事業者に配慮を求める。

(2) 施行時期

- ・ 今後の具体的な制度設計に当たっては、制度趣旨・目的等を踏まえつつ検討を進め、準備ができ次第、順次施行すべき。特に技能実習制度は、令和6年6月14日に成立した法律に基づき新たに創設される育成就労制度の状況に留意する必要。また、既存制度との整合性について、一定の整理を行いながら検討を進めるべき。

検討会構成員（敬称略、五十音順）（◎：座長）

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
江澤 和彦（日本医師会）	松田 陽作（日本労働組合総連合会）
近藤 篤（民間介護事業推進委員会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）

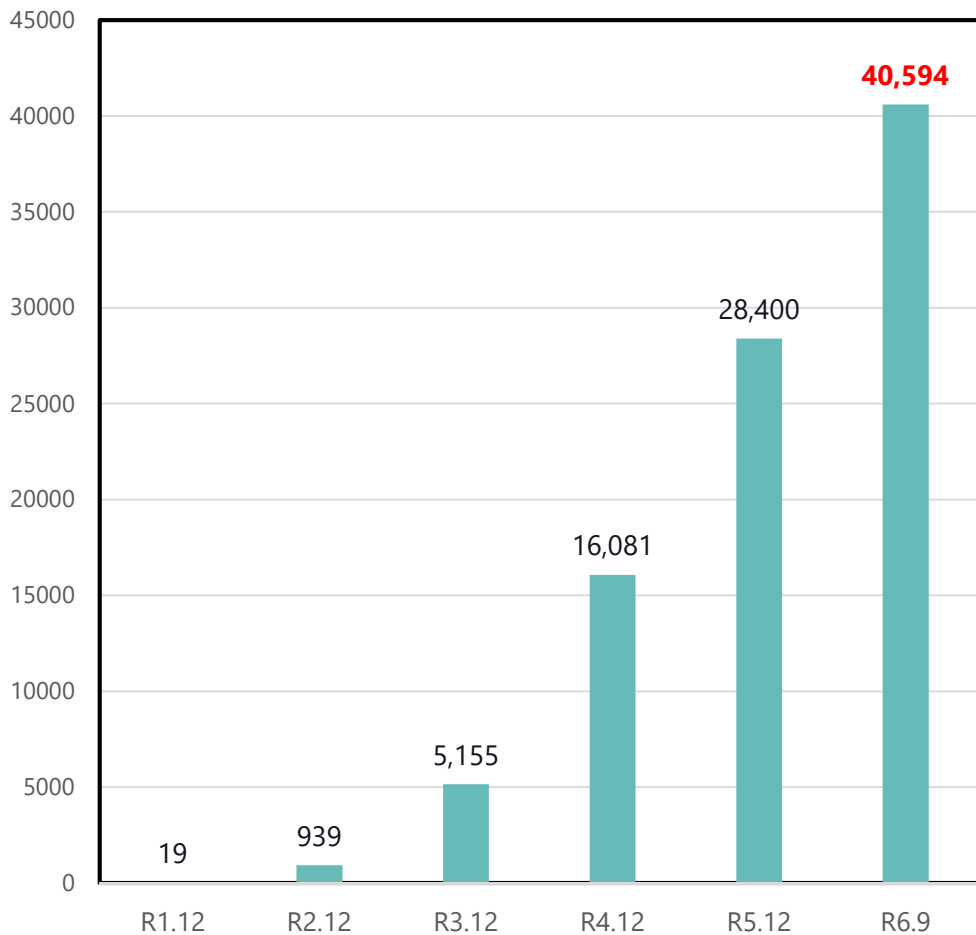
開催実績

令和5年7月24日（第1回）
令和5年10月4日（第2回）
令和5年12月4日（第3回）
令和6年1月22日（第4回）
令和6年2月15日（第5回）
令和6年3月22日（第6回）
令和6年6月19日（第7回）

介護分野の特定技能外国人在留者数と訪問介護員の有効求人倍率の推移について

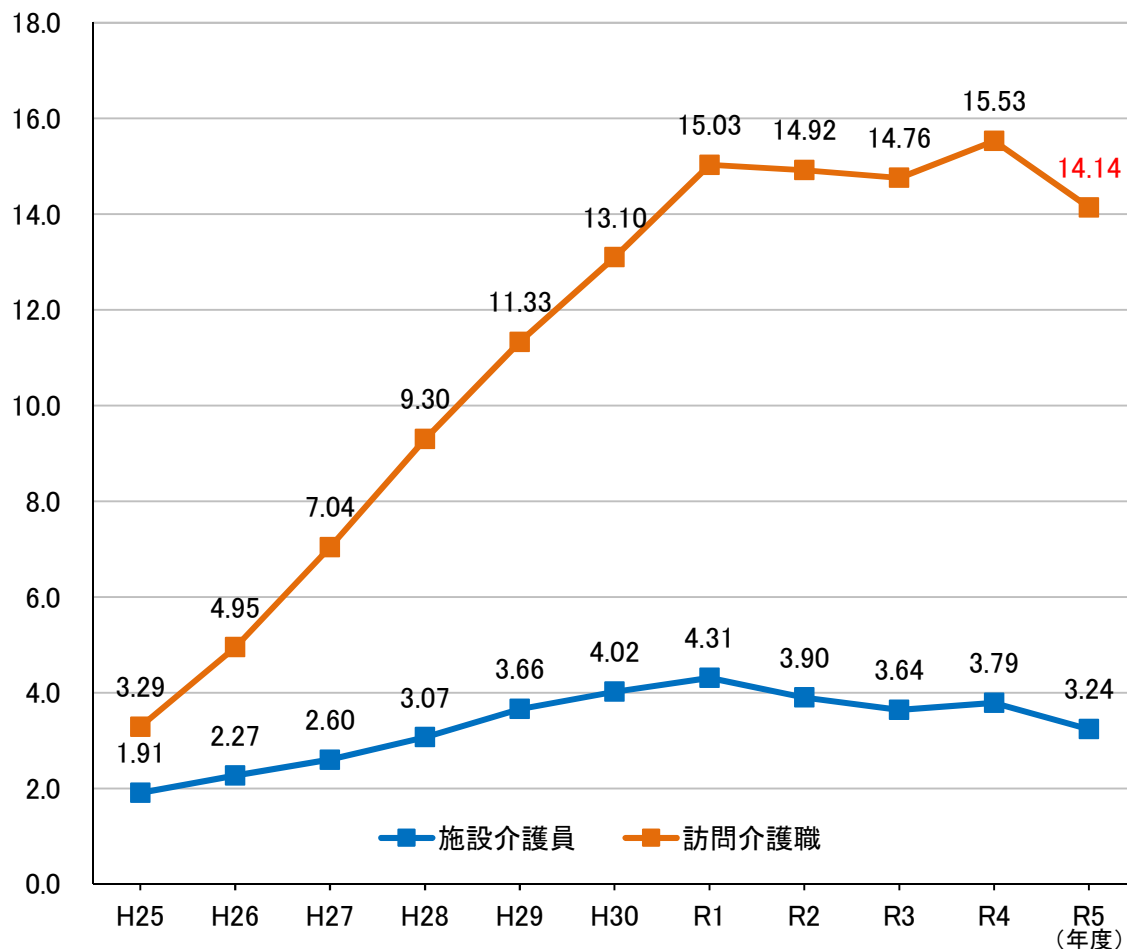
- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年度以降継続して増加しており、直近の2024年9月末の在留者数は過去最多の約4万人となっている。(左図)
- 介護サービス職員の有効求人倍率をみると、施設介護職員と比較して、訪問介護員の有効求人倍率が高くなっており、2023年度時点で14.14倍となっている。(右図)

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移



(倍)

介護職員・訪問介護員の有効求人倍率



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成。

(注1) 2020年度から2022年度の数値は平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく「361 施設介護員」「362 訪問介護職」の数値であり、2023年度の数値は令和4年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく「050 施設介護の職業」「051 訪問介護の職業」の数値である。

(注2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、または4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(注3) パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

(注4) 上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

(注5) 有効求人倍率を算出するための求職者の数値について、集計上、一部の小分類において実態より値が小さくなることもあり、留意が必要。

2. 工業製品製造業分野（経済産業省）

工業製品製造業分野における分野別運用方針の改正について

改正の背景・必要性

- 2024年3月の閣議決定により、製造業分野において、1号特定技能外国人の受入れ見込数が約5万人→約17万人（約3.5倍）へ大幅に増加（2028年に向けて）。また、対象業務区分も3から10に増加。
- 現在、当省が実施している本制度に係る技能評価試験の運営等について、その業務の大幅な拡大やサービスの拡充に対応するため、本制度を利用する事業者や業界団体が加入する民間団体を新設し、業務を移管すべく、分野別運用方針の所要の改正が必要。

改正案の概要

- ① 製造事業者団体等に対して特に課す条件として、以下の取組を実施する団体設置を追加。
 - ・ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた**共同ルール策定・遵守状況確認**
 - ・ **技能試験の運営**（試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施）等
- ② 受入れ機関に対して特に課す条件に関連して、以下の改正を実施。
 - ・ 受入れ機関の所属先を、従来の「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」から**製造事業者団体等が設置する団体へ変更**。
 - ・ **経済産業省による報告徴収等への協力**を、受入れ機関の条件として明確化。
 - ・ **生産性向上・国内人材確保のための取組実施**を、受入れ機関の条件に追加。
※具体的な条件として、賃上げに係るものを検討中。
 - ・ 受入れ機関が十分に対応できるよう、経過措置として**新条件の適用までに一定期間を設定**。

新設する民間団体の役割

現状の制度運営

1. 技能評価試験の運営

- 当省の委託事業として、60名を超える専門家と調整の上で、**各分野の試験問題（13種類）を作成し、年3回の試験**を運営。
- 外国人を雇用する事業者からは、「合格のハードルが高いので、**サンプル問題の公開や参考書の作成をしてほしい**」等のニーズがある。

2. 事業者支援

- 委託事業の中で**相談窓口を設置**しているが、事業者からは「入管庁に提出する書類の書き方のノウハウ提供」等の**サービス拡充のニーズ**が存在。

民間団体の新設による対応強化

1. 技能評価試験の運営やサービス拡充

- 本制度を利用する事業者や業界団体からの会費により、**試験問題の作成や学習教材の提供・セミナー実施**に加え、書類申請に係る相談対応などの**事業者支援を強化**する。

2. ガバナンス強化

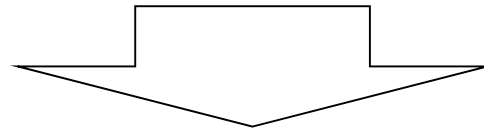
- 今後、外国人受入れ数が増加する中で、**会員事業者※への情報提供や実態把握の強化**が求められるのに対応。
※団体発足当初は6,500事業所程度、継続的な増加を見込む
- 本制度の**対象産業に求めている「生産性向上」**等を確認するため、**会員に賃上げ等の取組**を求めていく。

3. 外食業分野（農林水産省）

外食業分野における分野別運用方針の改正について

改正の背景・必要性

- 訪日客数がコロナ禍前に戻り、**インバウンド需要**が急速に**回復**。
(対2019年同月比で、3月は+11.7%、11月は+30.5%)
- **宿泊施設の飲食部門**においては、深刻な**人手不足**。
(新規求人数は、3月44,234人→10月49,553人と12%増加)
- **宴会やレストラン営業の停止**といった宿泊施設の運営自体の見直しを行わざるを得ない状況。
- 外食業分野は、**ファミリーレストラン**のような多店舗展開飲食店から**スナック**などまで様々。
 - 特定技能として、**接客**（注文伺い・配膳等）・**飲食物調理**・**店舗管理**を一体的に習得。
 - 安全な労働環境の確保のため、**スナック等**、風営法の許可を受けた営業所では**就労不可**。
- 旅館・ホテルでは、芸子が舞踊等を披露し、お酌をするなど**接待**する場面もあるため、**風営法の許可**を受ける事業所も多く、この結果、特定技能外国人が**飲食物調理等**に**就労できない状況**。








外食業分野における分野別運用方針の改正について

改正案の概要






- 現在の実情を踏まえ、今般、業界団体（**全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等**）より、外食業の特定技能外国人の就労場所に関する取扱いを緩和するよう**要望**。
- **旅館業法の許可**を受けた**旅館・ホテル**においては、風営法の許可を受けていたとしても、外食業分野の特定技能外国人の**就労**を認めるよう**改善**。
 - ・ 現在、宿泊分野では、風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおいても**就労を可能**としており、これまで問題が生じた事例はない状況。

<風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおける現行の運用>

特定産業分野	フロント業務 (フロント) 	飲食を提供する業務(調理場・食事処・宴会場等)			接待 
		接客 	飲食物調理 	店舗管理 	
宿泊分野	○	○	×	×	×
外食業分野	—	×	×	×	×



<改正後の運用>

特定産業分野	フロント業務 (フロント) 	飲食を提供する業務(調理場・食事処・宴会場等)			接待 
		接客 	飲食物調理 	店舗管理 	
宿泊分野	○	○	×	×	×
外食業分野	—	○	○	○	×